

武庫川流域委員会

委員長 松本 誠 様

武庫川漁業協同組合 代表理事組合長
木嶋 秀起

西宮市



意見書の表題

武庫川水系河川整備基本方針（案）について　昭19年9月10日

①9/7付の基本方針の6箇の漁業権の区域の範囲が9/1付の資料2-2の
76箇の図7.3.1に明記してあるのに、文面には区域が狭くなっている。

◎②内水面事業 仁川合流点から→甲武橋下から

青野川合流点まで→三田市広野橋下までと
内共第2号漁場図に記載している、各支流

戦前までは良好な漁場であったが→昭和50年半ば頃より
昭和30年頃まではの時期は違っていると思う。

②9/7付の基本方針の11箇（瀬、淵の保全）だけでなく、各排水溝や支流
から、流れる際の環境にも注意してほしい。

③9/7付の基本方針の12箇「水質の向上」で魚類の成育するに必要な餌関係
特に最重要魚種であるアユの川底の石につく苔が悪くなっている関係、藻が異常に繁殖し極めて多く流れている。

④参考資料「概要」の26箇の魚道を今一度見なおして欲しい、堰の管理者は
魚類のそ上を妨げてはならない事は水産資源保護法にうた
われていますので、改善策を具体化してほしい。

⑤資料2-2の76箇の漁業権者の住所を変更して欲しい。

兵庫県指令 水 第 2 号

免許番号 内共 2 号

共 同 漁 業 免 許 状

西宮市生瀬町2丁目23番1号

住 所 西宮市名塩木之元2番26号

氏名又は名称 武庫川漁業協同組合

1 漁場の位置及び区域

(1) 位 置 西宮市、宝塚市、三田市、神戸市北区有野町及び道場町
地先
(武庫川本支流)

(2) 区 域 別紙漁場図のとおり。

2 漁業の種類及び名称

(1) 種 類 第5種共同漁業

(2) 名 称 裏面記載のとおり。

3 漁業の時期 裏面記載のとおり。

4 存続期間 平成15年9月1日から平成25年8月31日まで

5 制限又は条件 裏面記載のとおり。

上記のとおり免許する。

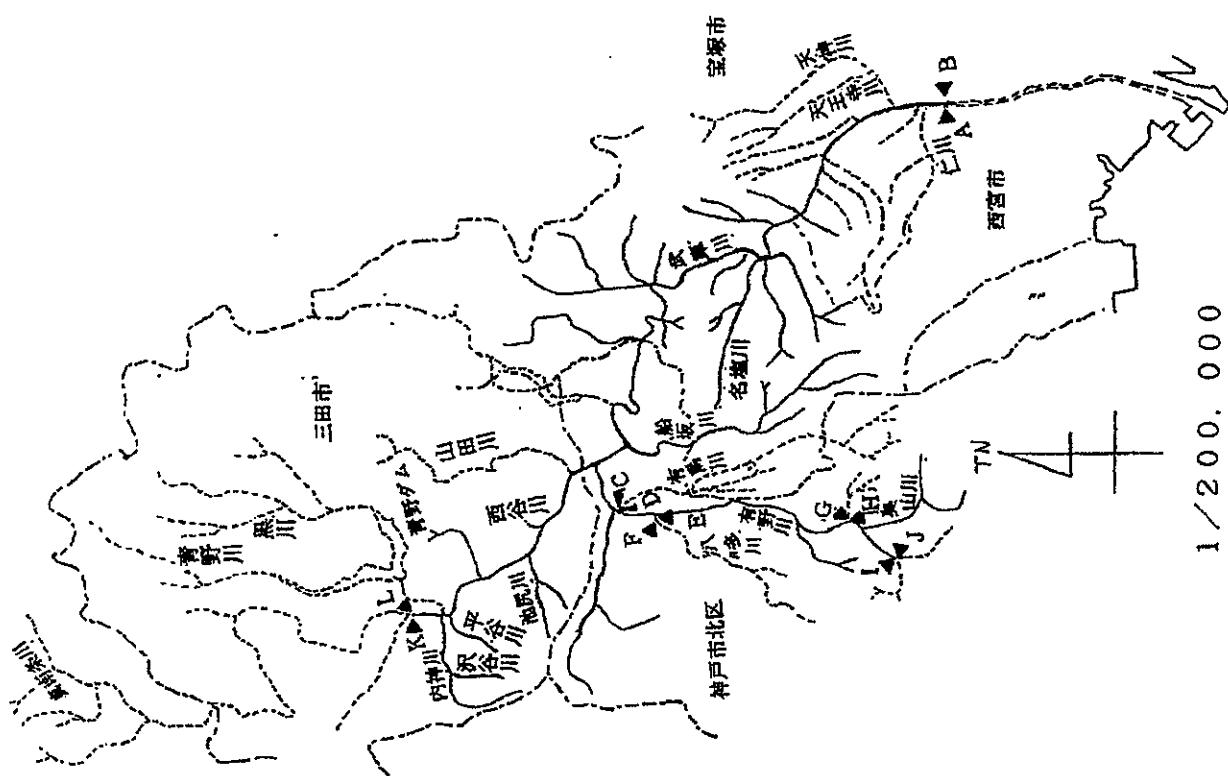
平成15年9月1日

兵庫県知事 井戸 敏

兵庫県
知事印

平成15年9月1日 免許漁業原簿に登録済

武庫川漁業組合



| |
|-------------|
| 平成15年9月1日免許 |
| 内共第 2 号漁場図 |

内共第2号

免許番号

漁場の位置
西宮市、宝塚市、三田市、神戸市北区有野町及び道場
町地先（武庫川本支流）

漁場の区域
次の点A及びBを結んだ線から上流の武庫川本支流の
区域。ただし、青野川、山田川、波豆川、荒神川、天
神川、天王寺川、仁川及び道場川と、C及びD、E及
びF、G及びH、I及びJ、K及びLを結んだ線から
上流の区域を除く。

点の位置

- A 西宮市櫛之口町1丁目甲武橋右岸下流基柱
- B 尼崎市常松1丁目甲武橋左岸下流基柱
- C 神戸市北区道場町塙田塙田道場橋左岸上流基柱
- D 神戸市北区道場町塙田塙田道場橋左岸上流基柱
- E 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁右岸下流基
柱
- F 神戸市北区道場町神戸電鉄八多川橋梁左岸下流基
柱
- G 神戸市北区有野町高橋神戸電鉄水無川橋梁右岸下
流基柱
- H 神戸市北区有野町高橋神戸電鉄水無川橋梁左岸下
流基柱
- I 神戸市北区有野町高橋神戸電鉄水無川橋梁右岸上流基柱
- J 神戸市北区有野町高橋神戸電鉄水無川橋梁右岸上流基柱
- K 三田市広野広野橋右岸上流基柱
- L 三田市広野広野橋左岸上流基柱

1/200,000